

令和５年度 指定管理者モニタリングレポート
(指定管理者の管理運営業務評価結果)

施設名	安中新田会所跡旧植田家住宅
所在地	八尾市植松町一丁目２０番２
所管課	魅力創造部観光・文化財課

指定管理者	名 称 NPO 法人 HICALI 代表者 理事長 澤田知英子 住 所 八尾市明美町一丁目２番３号－１０６
指定期間	令和４年４月１日 ～ 令和９年３月３１日（５年間）

１．利用者の平等利用の確保及びサービスの向上

○利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られたか	評価結果
利用者からの意見要望を積極的に聞き取りし、適宜反映して施設運営に生かしている。また、指差し辞典等のツールを準備し、外国語対応への備えも行っている。 【利用者アンケート（利用者の満足度等）】 ①調査の概要（調査対象、調査時期、調査方法、回答状況） ・ 調査対象：施設利用者 ・ 調査時期：令和５年１０月９日～令和５年１１月２０日 ・ 調査方法：施設内でアンケート用紙を配布し回答を得る ・ 回答状況：アンケート用紙１２３枚を配布、１２３枚を回収 ②アンケート結果の概要（利用者の満足度等） 受付の対応については９３％が満足、施設の清掃については９６％が満足、展示については９１％が満足という結果で、施設利用者の満足度は高く好印象であった。	S

２．公の施設の効用発揮

○公の施設の効用を最大限に発揮されたか	評価結果
市指定文化財である古民家の魅力をうまく活用し、地域の文化財としての普及啓発を図り、こどもの日や雛祭り等の記念写真の撮影場所として施設を提供するなどの取組みを継続的に進め、幅広い世代の利用を図っている。 また、四会所交流会や河内の古民家ネットワーク活動への参画により、市内外の文化財施設と積極的に関係を築いている。	B

３．適切な維持管理及び管理経費の縮減

○公の施設の適切な維持及び管理が図られるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られたか	評価結果
緊急事態発生時に備え、マニュアルを整備しているほか、常時職員間で情報共有を綿密に行っている。 施設管理、設備の保守点検等適正に行われ、職員もトイレの清掃や植栽の手入れを行うなど、積極的に維持管理に努めるとともに経費節減も図っている。	S

4. 団体の人員、資産その他の経営規模及び能力

○公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しているか	評価結果
人員は適正に配置され、学芸職員と事務職員が役割分担しつつ、事業を実施している。責任者が非常時等にはただちに現場に参集する体制が確立している。 また、指定管理料は団体とは独立した経理区分で管理されており、適正な予算執行が行われている。	A

5. その他施設の性質または目的に応じた基準

○その他市長が公の施設の性質又は目的に応じて別に定める基準を満たしたか	評価結果
地域の重要な歴史である、大和川の付替えの歴史を伝えるとともに旧植田家住宅の建物を活用し、地域の歴史と文化の普及啓発に努め、地域とも密接に関わり、地域文化の向上に貢献している。	S

【総合評価】

	評価の視点	得点率(評価)(a)	評価配点(b)	評価点(a×b)
1	利用者の平等利用の確保及びサービスの向上	92.5% (S)	25	23.1
2	公の施設の効用発揮	78.9% (B)	25	19.7
3	適切な維持管理及び管理経費の縮減	97.4% (S)	25	24.4
4	団体の人員、資産その他の経営規模及び能力	88.5% (A)	15	13.3
5	その他施設の性質または目的に応じた基準	100% (S)	10	10
合計			100	90.5

※得点率・評価配点・評価点については、原則として、小数点第2位を四捨五入しているため、端数の関係上、評価配点の合計及び評価点の算定結果等が表上の計算と整合しない場合がある。

総合評価	S
------	----------

【モニタリング内容の総括】

地域との連携等に積極的で、灯籠の日の夜間開館など地域と密着した活動が住民から親しまれている。 古民家を活かした様々な事業により、幅広い世代に八尾の歴史資産の魅力を普及啓発するとともに、地域における文化活動の拠点として多様な事業を実施している。特に昔のくらしに焦点を当て、若年層への地域の歴史への関心を高めるような取り組みを行っている。

<参考>

■ 評価基準表（得点率で判断）

S（90%以上）	業務推進に必要とする水準を満たすだけでなく、より高い水準での施設の管理運営が行われ、積極的な創意工夫や改善活動を主体的に行っている
A（80%以上 90%未満）	業務推進に必要とする水準を満たしていると判断できる
B（60%以上 80%未満）	業務推進に必要とする水準を十分に満たしていないと思われる
C（60%未満）	業務推進が不十分で、今後支障をきたす可能性があり、改善の検討が必要と思われる

■ 「総合評価」の評価基準

評価の視点ごとの得点率及び評価配点をもとに評価点を算出し、上記の評価基準表により評価を行う。

ただし、総合評価がSまたはAとなるためには、評価基準表に定める得点率の基準（S：90%以上、A：80%以上）を満たした上で、以下の要件も満たす必要がある。

総合評価がSとなる要件

5つの評価の視点の評価において、Sが3つ以上であること。

総合評価がAとなる要件

5つの評価の視点の評価において、SまたはAが3つ以上であり、かつ、Cがないこと。